

### 3 市内感染者の発生状況を踏まえた措置

学校管理者は、状況に応じて関係機関に報告し、対応を相談、指示を仰ぐ。また、日頃から、保健所や市教委との連携体制を構築しておくことが重要である。

#### (1) 市内感染者の把握、情報収集、保健所との連携

- ・ 自校における児童、教職員、その家族等のPCR検査等の結果を把握し、陰性者、陽性者の整理をする。
- ・ 学校管理者は、陽性者が発生したことを市教委へ報告するとともに、校内における感染状況を把握し、感染防止対策を講ずるよう指示する。
- ・ 陽性者の出席停止期間、出勤停止期間を把握し、本人を含めた家族等の健康状態などの情報の収集を行い、学校復帰へ向けての支援を行う。
- ・ 保健所を含めた関係機関との連携を深め、それぞれの対応を遺漏なく実施する。

#### (2) 関係機関との連携

##### ① 保育園、幼稚園の対応について

- ・ 園児や職員が「濃厚接触者」となった場合、判断された日から起算して指示された期間登園禁止となる。また、園児や職員が「感染者」となった場合や感染者が利用または勤務していた園については、感染が確認された日から起算して指示された期間が休園となる。なお、同園の他の園児や職員について、同期間は自宅待機となる。
- ・ 園児（その保護者）や職員が「濃厚接触者、感染者」となった場合で、小学校在籍児童または教職員に関係者がいる場合は、速やかに情報共有し、出席停止または出勤見合わせの措置を取る。
- ・ 市内または在籍児童の弟妹が在園する園等において感染が発生し、感染リスクが高まっていると判断した場合、園又は学校を訪問しての交流活動は見合わせる。

##### ② 児童クラブの対応について

- ・ 関係する学校において陽性者が発生し、利用者や支援員が濃厚接触者となる可能性がある場合は、感染拡大防止のため、当面の間児童クラブを閉所する。
- ・ 利用者が陽性となった場合は、保健所へ連絡し指示を仰ぐ。また、児童クラブの閉所期間について決定し、クラブ利用者家族へ連絡するとともに、家族の健康観察について行うよう協力を要請する。
- ・ 児童クラブの再開については、施設の消毒作業を行い感染拡大防止に向けた対策を講じた上で検討し、周知する。

##### ③ 学校開放（社会体育等）について

- ・ 利用団体の中で新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された場合は、市教委の指示のもと、学校開放を中止する場合がある。再開は状況を勘案し別途決定する。